事　務　連　絡
令和８年１月21日

公益社団法人　日本動物用医薬品協会　御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
（薬事審査管理班担当）

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第44条第２項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和６年農林水産省令第55号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

１　改正の概要

・　劇薬の指定

薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえて、ｄ―クロプロステノールの塩類及びそれらの製剤を劇薬に指定する。

２　公布の日

令和８年１月21日

３　参考

今般承認される動物用医薬品（ｄ―クロプロステノールナトリウムを有効成分とする注射剤）の概要は以下の通りです。

・ｄ－クロプロステノールナトリウムを有効成分とする注射剤
販売名：ダルマジンシンク
（共立製薬株式会社）

効能又は効果：牛：発情周期の同調、黄体退行遅延に基づく卵巣疾患の治療（黄体遺残、黄体嚢腫、鈍性発情、機能性黄体を有する無発情）、長期在胎及び胎盤停滞の治療

豚：分娩誘発